

協働環境委員会会議録

令和6年4月23日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 11:32

【 案 件 】

1. 自然環境保全対策について

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「自然環境保全対策について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○環境整備課長

前回の閉会中の委員会におきまして、自然環境保全条例の一部改正、または新たな太陽光条例の策定につきまして検討させていただくことをお伝えしておりました。本日は、新たな太陽光条例の骨子案を作成いたしましたので、その内容につきまして説明をさせていただきます。

資料の1ページ目をお願いいたします。まず、条例の名称につきましては、「飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」としております。

次に、「1 条例制定の背景」を御覧ください。背景といたしましては、国が再生可能エネルギーを推進し、本市におきましても太陽光発電の導入が急速に広まる中、地域住民の方々には、災害等の懸念が高まっております。こうした状況において、国及び地方自治体の動き、また社会情勢が変化する中、適正な太陽光事業の実施を目的とした条例を制定しようとするものです。

次に、条例に規定しようとする内容を「2 条例の概要」に記載しております。

(1)の「目的」では、太陽光発電事業を適正に実施させることにより、災害発生の防止や、市民の生命・財産の保護、生活環境を保全することを目的としております。

(2)の「定義」では、「太陽光発電設備」、「太陽光発電事業」、「事業区域」、「事業者」、「周辺関係者」の5つを定義することとしております。

資料の2ページ目をお願いいたします。

(3)の「責務」では、「飯塚市」、「事業者」、「市民」それぞれの責務を規定することとしております。

(4)の「禁止区域」では、事業の実施を認めない区域を8つ指定することとしております。1つ目に「砂防指定地」、2つ目に「地すべり防止区域」、3つ目に「急傾斜地崩壊危険区域」、4つ目に「土砂災害特別警戒区域」、5つ目に「保安林」、そして6つ目から8つ目までは「国・県・市の重要文化財、有形文化財など」を指定しております。①から⑤までは、法令上、伐採等の開発行為が規制されており、災害を誘発する危険性が高い区域と判断できることから指定することとしておりまして、⑥から⑧までは、国などから指定された文化財等であり、禁止すべき区域というふうに判断しております。

資料の3ページ目をお願いいたします。

(5)の「抑制区域」では、事業者が事業区域に含めないよう求める区域を1つ指定することとしております。区域は、土砂災害警戒区域としておりますが、この区域は、法令上、開発行為等が規制されていないことから、太陽光発電設備の設置を禁止するまでの合理的根拠がございませんので、「抑制区域」というふうにしております。

次に、(6)から(15)までは、事業者が事業を実施する場合の手續などについて記載しております。

まず、(6)の「事前協議」を行い、関係法令の許可状況などを確認することとしております。その後、(7)の「事業計画の届出」ですが、事業区域が1千平方メートル以上の事業は、工事着工の60日前までに届出が必要というふうにしています。また、(8)の「事業計画の変更等の届出」では、計画を変更・中止する場合も届出が必要であるというふうにしております。このような届出が出ましたら、(9)の「公告及び閲覧」のとおり、市民の皆様に事業内容を周知することとしております。そのほか、(10)の「説明会の開催」では、事業者は、周辺関係者に対して説明会を開催し、丁寧な説明を行っていただくということとしております。資料4ページ目をお願いいたします。

次に、太陽光発電設備の設置が完了した場合は、(11)のとおり、完了届の提出が必要としておりまして、その後、(12)のとおり、事業区域内を常時、「維持管理」しなければならないというふうにしております。なお、地域住民の皆様の防災面などの懸念を緩和するために、事業者には、(13)のとおり、周辺関係者との「協定の締結」を義務付けることとしております。

そのほかの届出としましては、(14)、(15)に記載しておりますが、地位を承継した場合や廃止した場合に、届出が必要というふうにしております。

次に、(16)から(19)までは、事業者が不適正な事業を行った場合の対処について、記載をしております。市は、不適正な事業のおそれがある時は、(16)、(17)のとおり、事業者に対して報告の徴収や立入検査を行い、必要に応じ指導や助言を行うこととしております。

資料の5ページ目をお願いします。

事業者が先ほど申しました立入検査や指導に従わない場合は、(18)の勧告を行い、この勧告にも従わない場合は、氏名等を公表するという流れになっております。

さらに、(19)では、公表を行った場合は、許可権者である国または県に報告を行い、対応を図っていくということとしております。

最後となりますが、(20)の「委任」では、その他必要な事項は規則を定めること、(21)の「施行期日」では、予定ですが令和7年4月1日としており、(22)の「経過措置」では、条例施行前後の条例適用について整理をしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○佐藤委員

それでは、飯塚市自然環境保全条例には事前協議が規定されておりましたが、今回新たに(6)で項目が加わっています。どのようなことを協議されるのか、お伺いいたします。

○環境整備課長

事前協議の際には、関係法令の許認可取得状況、それからFIT認定の申請状況、関係法令に基づく説明会の開催状況などにつきまして確認をすることを想定しております。あわせて、今回の条例の手の流れ、もしくは、本市の関係各課への対応状況、こういうことも確認をすることとしております。

○佐藤委員

それでは次に、令和6年4月に再エネ特措法の一部が改正され、関係者への説明会の開催についてが細かく規定されているようですが、どのような内容になっているのか、お伺いいたします。

○環境整備課長

事業の内容によって異なりますが、50キロワット以上の高圧発電であれば、説明会の開催

が必須となっております、10キロワットから50キロワット未満の低圧発電であれば、原則、周辺関係者への周知が必要というふうになっております。説明会の開催回数につきましても、一例として、県の林地開発許可が必要となる事業の場合で申し上げますと、まず林地開発許可の申請前に1回、それから、林地開発許可を受けてFIT認定申請の3か月前までに1回、それから、本市の条例届出後に工事着工までに1回ということで、合計3度の時期で説明会をしていただくことが必要となっております。なお、開催回数に関しましては、国のガイドラインでは、住民からの質問等に適切に対応できるよう、十分な回数の説明会を開催した上で、住民からの質問等に誠実に対応することというふうに規定されておりますので、3回というふうに限定されているものではございません。

○佐藤委員

あなた方は、太陽光については、自然環境保全条例で対応すると、国の法律が落ち着くまでそのようにするということが言われていました。今回この条例を提出された場合、自然環境保全条例との整合性はどのように考えてあるのか、お伺いいたします。

○環境整備課長

今回のこの条例が施行された場合は、自然環境保全条例の届出の対象としている事業から、この太陽光発電事業を除く形で飯塚市自然環境保全条例の改正を行う必要があるというふうに考えております。

○佐藤委員

それでは、太陽光についてはあくまでもこの条例で対応するということになると思います。そして施行期日が令和7年4月1日を予定されているようですが、今後のスケジュールについてのお考えをお伺いいたします。

○環境整備課長

実際に条例を施行する期日につきましては、本委員会での議論の進行状況、こういうものによって変わるというふうには認識しておりますが、今現在、我々が仮に令和7年4月1日に施行するというふうにしておりますが、このスケジュールをするためには、今後規則等の作成作業、それから市民の皆様や事業者の方への周知する期間、こういうものを一定期間設ける必要があるというふうに考えていますので、9月議会に条例案を提案できればというふうに考えております。

○佐藤委員

本日、骨子案としてこういう形で出てきました。9月議会でもという答弁であります。私たちがこれをまず読み込みます。できれば、次の委員会にでも条例案を見て、やっぱりそこで審議、やっぱり勉強しなきゃいけないと思いますが、そのことは可能ですか。

○環境整備課長

条例案というようなことですが、次回の委員会では、条文形式で資料を提出させていただければというふうに考えております。

○佐藤委員

ぜひお願いいたします。これで、この条例をつくって太陽光は規制していくわけですね。適正に規制していくということですね。

昨年の代表質問のときに、カーボンニュートラルを目指す上で、代替エネルギーとして、太陽光じゃない違う環境づくりも必要じゃないかということ質問して、担当部長も鋭意検討するという答えをいただいております。1年間ありました。こういう条例を出されました。もちろんそういう研究を、蓄電池を含め、そういうカーボンニュートラルを目指す環境づくりについては研究されていますね。お伺いいたします。

○環境整備課長

私どもも、カーボンニュートラル、これを目指して、宣言もしておりますので、現在、検討

しているところがございます。まだはっきりしたことは決まっておりますが、現在検討しております。

○佐藤委員

1年たったんですね、ちょっと不満が残る答弁であります。終わったことは仕方ありません。北九州市は先進地として大変進んでおります。ぜひとも蓄電池を含めてカーボンニュートラルを目指す社会づくりに検討をお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石川委員

私からも何点か質問させていただきます。4月11日に、飯塚市自然環境保全対策審議会があって、そこでこの骨子案を出されて、意見を委員の方から多数上げられたという話をお伺いしたんですが、どのような意見があったのかということと、あと、その意見はどのようにこの骨子案のほうとか、あと条例に反映されるのかということをお尋ねします。

○環境整備課長

委員がおっしゃられるとおり4月11日に環境保全対策審議会を開催いたしまして、この骨子案について委員の方々に説明をしております。主なご意見としましては、禁止区域や抑制区域の設定の仕方、また、説明会の在り方、協定書の在り方、こういうことなどについてご意見をいただいております。審議会のほうには、今後条例制定に向けて、協働環境委員会の委員の皆様と協議を重ねていくことを伝えておまして、必要に応じて、審議会にもご助言を頂くというような形で説明をしております。

○石川委員

その意見はどのように反映されるのかということころは、いかがですか。

○環境整備課長

委員会の中でもいろんな意見がございました。議長のほうも言われておりましたが、最終的に条例案なりを決定していくのは、執行部であり、また、そこを協働環境委員会のほうでやっていくということですので、私どもとしては、委員からいただいた意見をどのように反映させるかを考えて、それを協働環境委員会のほうに諮りまして、ご意見をいただいくという形で進めたいというふうに思います。

○石川委員

その意見については、ここでこんな意見が出ましたというような内容を、何かこう議事録的なものを提出していただけるという形でいいんでしょうか。それとあと、議事録を、自然環境保全対策審議会、令和5年度もあったと思うんですが、その議事録がホームページのほうではちょっと、私、探せなかったんですけども、この太陽光条例については、話は令和5年度では話はされてなかったんでしょうか。この前の4月11日に初めてこのような話をされたのかということもちょっと確認したかったものですから。また議事録のほう、ホームページなり、あと資料として提出いただければなと思います。

あとそれと、これは設置の条例ということですけども、この設置に関する条例ということなので、撤去に関することは、ほかに法令として定められているんでしょうか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10：18

再 開 10：22

委員会を再開いたします。

○環境整備課長

先ほど審議会の議事録というお話がございましたけれど、これにつきましては今急いで、

ホームページのほうに掲載するように準備しておりますので、それを見ていただければというふうに考えております。あと令和5年につきましては、太陽光発電の関係の協議というのは、一番最後のときに、こういう条例づくり、もしくは自然環境保全条例の一部改正、こういうものを検討していくという話が出ているということをご説明して、ご助言いただくことを簡単に説明したというところになっております。

もう1点、廃棄の関係、処分とかの関係ですけれど、これにつきましては廃掃法という法律がございまして、それに基づいて適正に処理をされるというふうに規定されているというところでございます。

○石川委員

今後、この委員会で条例を協議していくというところで、先ほど言われておりました、飯塚市自然環境保全条例と太陽光に関する条例は別々になるというお話でしたので、以前、資料としてこの委員会で提出されておりました議員定数の条例案と、飯塚市自然環境保全条例との照合、比較表が出ておりましたので、それに併せて、3つを並べて比較できるような表をぜひ資料として要求させていただきたいなと思いますので。

○委員長

石川委員、ちょっとよろしいですか。議員定数の議案。もう一度最初から、すみません。

○石川委員

すみません言葉間違えました。議員提出条例案、以前、令和4年度の委員会で提出されていた議員提出条例案と飯塚市自然環境保全条例との照合された比較表が資料として提出されておりましたので、このような資料として、太陽光発電、今回のこの条例、飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例と比較できるような比較表を、ぜひ資料として要求させていただきたいと思いますので、委員長のほうでお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:26

再 開 10:45

委員会を再開いたします。

執行部にお尋ねします。ただいま、石川委員から要求がっております資料は、提出できますか。

○環境整備課長

次回の閉会中の委員会に提出できます。

○佐藤委員

前回廃案になりました議員提出議案の条例案の比較ということも含まれていると考えていいんですか。

○委員長

はい、その通りです。

暫時休憩します。

休 憩 10:46

再 開 10:47

委員会を再開いたします。

今回の資料要求の分は、対比の分は前回廃案になりました議員提出議案の条例案と自然環境保全条例、そして今回出されております太陽光条例についての3本ということです。

それでは、改めてお諮りいたします。ただいま、石川委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議ありとの声あり)

ご異議がっておりますので、改めてお諮りいたします。ただいま、石川委員から要求がありました資料については、要求することに賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、資料要求は否決されました。

ほかに質疑はございませんか。

○藤間委員

概要(12)の「維持管理」に関して、安全かつ良好な状態を維持してくださいと記載されてまして、こちらほかの項目に比べてかなりさらりとした記載になっております。こちらの背景についてご説明お願いしてもよろしいでしょうか。

○環境整備課長

太陽光発電事業の維持管理に関しましては、再エネ特措法施行規則の第5条、認定基準の中に認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために、柵または塀の設置、その他の必要な体制を整備し、実施するものとございます。また、電気事業法に基づく、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令におきましては、省令の第3条に、太陽電池発電所を設置するに当たっては、人体に危害を及ぼし、または、物件に損傷を与えるおそれがないように施設しなければならないと規定されておりますので、これらの関係法令において厳しく規定されているというものでございます。

また、そのほかにも太陽光発電に関する各種ガイドライン等におきましても、保守点検、維持管理の計画策定や体制の構築、通常時及び非常時の対処の方法、周辺環境への配慮、設備の更新、こういった維持管理について、様々に規定されているというふうに認識しております。

○藤間委員

太陽光事業の適切な実施という観点からは、今回の条例に加えて、様々な法律含めて、適切な事業実施が図れると理解しております。担当課につきましては全体像を見た上で、しっかり条例をつくっていただけると理解しておりますが、一方で審議する、この委員会ですとか、本会議で諮っていく中で、やはりこの条例が出てきますので、この条例には規定していないけれども、ほかの法律で規定されてますよと、これはもう包括的に書く必要ございませんが、やはり重要な事項ですとか、ここはご説明があったほうがいいなと思う事項については、これをとというご指定はございませんけれども、理解促進のために資料のほうを、この委員会では、本会議の前にご作成いただければと思っています。こちらのご検討を、ぜひよろしくお願いいたします。

次に概要(13)の「協定の締結」についてお伺いさせていただきます。1つ目としては、この概要(13)の趣旨についてもう少しご説明いただければというところと、周辺関係者の定義についても1ページ目にはございますけれども、ここもかなりさらりと書かれておりますので、具体的にはどういった方をイメージしてるのか、ご説明お願いできればと思います。

○環境整備課長

協定の締結の遵守事項に対しまして、これを入れた趣旨としましては、全国的に太陽光発電事業に関しましては、事業者と地域住民とのコミュニケーションが不足をしているということによって、トラブルが発生しているというふうに一般的に言われている中で、この協定を締結するということで、事業者と地域住民の皆様のコミュニケーションが図られるということを期待しているというものでございます。

周辺関係者のところにつきましては、事業によっていろいろなケースが考えられるとは思いますが、1つ例で申し上げますと、事業者と周辺関係者が協定を結ぶときの周辺関係者は、1つは自治会というような団体が締結するということを想定しております。ただし、ほかの例えば任意団体とかございましたら、そういうものは同じく締結することができるというふうに考えております。

○藤間委員

こちら次回の委員会で結構でございますので、ぜひご説明をお願いしたい点がございまして、この協定の締結を義務とした自治体、あるいは、この条例はどこにあるのかと、協定の締結を義務とした自治体において、太陽光開発の協定を周辺関係者と締結したケースは、誰がどういった経緯で締結に至ったのか、この2点をちょっとお調べいただけないかなと思っています。この背景としましては、こちらは、なかなか事業者にとっては難しい条文かなと思っています。すなわち、開発する方にとっては、この自治会エリアに住んでいる、居住する人と締結してくださいと言われたときに、これは誰とすればいいのか分からない。これは自治会長でいいのか、任意団体でいいのか。あるいは、地域の住民からすれば、自分は反対しているんだけど、あそこの団体の人が協定を結んだからできてしまった。ですとか、これは事業者にとっても、住民にとっても、実際の運用を考えていくと、かなり難しい面が出ていくんじゃないかなと思っています。そういった中で、具体的にほかの自治体でどういった運用されているのかというのが、もし調べられる範囲であれば、ご説明をお願いできればと思っていますし、ないのであれば、どうやって運用していくのかというところであるんですけども、その点ってリサーチ等はお願ひできますでしょうか。

○環境整備課長

ただいまご意見をいただきました他自治体で、協定締結を義務にしている自治体の運用方法については、ちょっと調べさせていただいて、次回、ご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○藤間委員

3年後、5年後に実際に運用していく現場のためにもぜひお願いできればと思っております。次の質問が概要（13）でございます。太陽光事業というのは、次々と転売されていきやすいという性質を持っております。これはビジネスモデルの構造だったり、あるいは節税効果があったり、いろんな要素がございまして、そういった観点から概要（13）の最終文で、譲渡時、譲り渡し時には、協定の効力を継承させなければならないと記載されていると理解しております。しかし、これは概要（13）を素直に読むと、譲り渡す人に義務を課しているのみで、譲り受ける人に義務を課していないような条文になっております。そうすると、新しく買った人が協定なんて知りませんよとなったときに、今の持ち主ではなくて、過去の持ち主に対して責任を追及しないといけないような条文になっておりますので、ほかの自治体を見ても、例えば神戸市では、太陽光事業を譲り受けた者はこの条例の地位を継承すると記載していて、新しく買った側に義務を条例で直接課しております。そうしますと、飯塚市においても実効性を担保するためには、この事業を譲り受けるものは協定に基づき太陽光事業を行わなければならない、のほうがより実効的かなと思っています。これはあくまで概要なので、実際に条文にするときはいろんなご検討もあるかと思いますが、ぜひこちらの方向で、ほかの自治体もそういったケースもあるので、ご検討いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○環境整備課長

ただいまご意見をいただきました協定締結の事業の継承の場合に関しましては、条文にするときに、その表現の仕方を検討してまいりたいと思います。

○藤間委員

今回、実は一番重要なところかと思うところが概要（4）の禁止区域と抑制区域というのが非常に重要な点かと思っています。まず土砂災害警戒区域についてご質問というか、こちらの理解で合っているかどうかという前提を確認したく思っております。そもそもこの土砂災害警戒区域というのは、県内の行政が指定する地域でございまして、土砂崩れが発生して危ないよという地域が指定されてるといふところは、まず、認識のとおりだと思うんですけども、ここから先のポイントとしては、人体、人命や建物の損害が起りやすい地域が指定されるという

ころで、住宅地ですとか道路ですとかそういった人の活動があるところが指定されるという理解をしております。すなわち、土砂崩れが発生する場所、山においてではなくて、土砂が流入してくる地域が指定されると理解しております。この指定の方法についても、過去、土砂がここまで流れてきたという、過去の経験に基づいて設定されているといった理解で相違ございませんでしょうか。

○環境整備課長

今、委員が言われましたとおり、基本的には土砂災害警戒区域につきましては、過去の事例に基づいて設定されているものというふうに認識しております。

○藤間委員

そういたしますと、今回の条例で土砂災害特別警戒地域が禁止区域になっており、土砂災害警戒区域が抑制区域になっております。先ほど申し上げたようにこの区域というのは住宅を指しております、土砂災害が起こる山を指しているわけではございません。そうしますと、太陽光パネルの設置を本当に規制しないといけないのは山の斜面であるのではないかというふうに思っております、すなわち白旗山をイメージいただくと、この土砂災害警戒区域というのは家があるところが指定されておまして、山の斜面が指定されているわけではございません。そうすると、この禁止区域や警戒区域があったとて、住宅街には造れないけど山に造れますよと言いますと、この禁止区域、抑制区域の実効性が低いのではないかと思っております。この点はいかがでございましょうか。

○環境整備課長

今、おっしゃられるように土砂災害特別警戒区域等は山つきではない所が指定されている場合がございますが、これを禁止している理由としましては、基本的に法律におきまして、この土砂災害特別警戒区域は、一定の建設、開発行為が禁止されている、規制されているというところがあつたので、禁止区域に入れております。山つきなどの所に関しては入らないじゃないかということは、もうそのとおりかもしれませんが、その部分につきましては、①から③で砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、こういう所が我々としては危険な区域として禁止区域というふうに入れていたものでございます。

○藤間委員

今おっしゃっていただいた、①、②、③でございますが、これはちょっと私がハザードマップで確認できておりませんで、例えば話題になっている飯塚の山々、例えば白旗山は、この①、②、③に該当しますでしょうか。

○環境整備課長

白旗山のメガソーラーができています所は、この①から③は指定されておられません。

○藤間委員

少し今の答弁を皆様にご覧いただくという意味でちょっと要約させていただきます。今、共通認識としては、山の麓に住宅街があつたときに住宅街にはソーラーパネルを造ってはいけません。山には造っていいですよといいますか、この概要（４）、（５）で規制されていませんという、今ご回答をいただきました。その理由としては、別の法規制で住宅を建ててはいけないエリアみたいな法律から概念を引っ張ってきてつくつたとおっしゃっていました。太陽光と住宅は全く別のものがございます、当然山の斜面に家を造る方ってあまりいらっしゃらない。急斜面に家を造る方はあまりいらっしゃらないので、急斜面の下の方においては、土砂の危険があるのでそこは法律で警戒を促している。一方で、今回は太陽光でございますので、当然、物価が安い山の斜面に太陽光は造るケースが多いので、この太陽光の法律をつくる時と今おっしゃっていただいたこの住宅の法規制と概念が全く違いますので、そこは一定のご配慮をいただければと思っております。具体的に申し上げますと、こういった代替りの提案をご検討いただけないかなと思っております、概要（５）の①は削除いただきまして、事業者に

対し、事業区域に含めないように求めることができる地域としては、具体的には概要（４）の禁止区域①から⑧及び土砂災害警戒地域に隣接する地域、すなわち、土砂災害が起これると危ないよというときには、その近くに山がございしますので、やはりその山にあるものに対してこそ規制をしなければいけないんじゃないかと思えます。

２つ目の含めないことのできる地域としては、斜度３０度以上の勾配を有する地域ですね。先ほどおっしゃっていただいたとおり、問題になっているこの山っていうのは、①から③にも該当しませんし、特にメガソーラー問題になっている地域は、けやき台もございしますが、けやき台のほうの山は土砂災害警戒地域にすら指定されておられません。そういった意味で、やはり神戸市の条例でもこの斜度３０度というところは規制されておりますので、そこはぜひ入れていただければと思っております。それに加えて、その他市長が災害発生の蓋然性が高いと認める地域みたいな、包括的な規制は必要んじゃないかと思っております。これは身振りを見ていただいたら分かりやすいかと思うんですけども、例えば、３０度の傾斜があって、ちょっと緩やかになりますと、また傾斜がありますと、住宅が広がりますと。こうすると土砂災害警戒地域って平らな面だけが指定されますと。一方で傾斜が激しい地域っていうのは、先ほど申し上げた斜度３０度というのは規制できるんですが、途中の中腹で２０度ぐらいでなだらかな所があるんですけども、当然、こっちとこっちが土砂災害が起きやすいので、起きたときに巻き込まれてしまうみたいな。正直、これはどうやって条例をつくったとて、やっぱりどうしてもここは危険だよと残ってしまうので、一定、包括的な規定を入れたほうがいいんじゃないかなと思っております。ちょっとこれは一連のお話を聞いた上で、もちろんご検討はいただけると思うんですけども、その現状の認識に関していかがお思いか、率直なご意見を聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○環境整備課長

今、質問委員言われますとおり、今、私どもは基本的に法律で規制されているところをそのまま危険な区域というふうに判断しまして入れております。今、委員が言われるようにいわゆる法律では規制されていない部分を条例として規制をするようにしていいのではないかと、してみてもどうかというご提案だというふうに認識しておりますが、仮に、市が独自に何か規制をするという場合でありましたら、一定のちょっと合理的な基準なり、そういうものをいろいろと調べさせていただいて、どういうふうな規定ができるかというのを考えていく必要があると思っておりますので、今ご意見をいただいたことに関しましては、ちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

○藤間委員

話が専門的になり過ぎたところがあって、もう少しざっくり説明したいと思っております。ちょっと休憩というか、スケッチブックを使ってご説明してもいいでしょうか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 １１：０６

再 開 １１：０７

委員会を再開いたします。

藤間委員より、質疑に際してパネルを使用したい旨の申出がっております。委員長において、これを許可しておりますので、ご了承願います。

○藤間委員

一連のお話で、やはりその専門用語が多くなってきたというところで、もう少し一般感覚で伝わりやすいんじゃないかというご説明を趣旨にして、ご質問させていただきたいんですけども、それでは、久世副市長にちょっとお伺いしてみたいなということがありまして、副市長がご自宅を飯塚に新しく仮に買われたとして、飯塚は自然環境が豊かですので、山の麓に買われ

まして、秋は紅葉が見れたりですとか、自然豊かなお家を買われたといたしますと、そうしますと、地図で見ると、ここに家があるエリアがありまして、山があります。ただ、これを立体で見ますと、こんな形になります。もし、最近太陽光パネルが崩れてきて心配だみたいな話があったときに、山のこっち側と、あるいはこの家のこのエリアを平面で見たときに、一般感覚として、どちらに太陽光があったら怖いと思いますでしょうか。何も引っかけではないのでお伺いできればと思います。

○久世副市長

私は今質問委員がおっしゃられる部分では、やはり怖いのは、やはり斜面のほうに太陽光があるのは怖いです。平地のほうに太陽光があるのは、それほど怖くないのかなと感じます。

○委員長

藤間委員、よろしいですか、個別の指名ができませんので、今後ご注意して発言されるようお願いいたします。

○藤間委員

今回話題になっている土砂災害警戒地域っていうのがどういうふうに指定されているかといいますと、ちょっと赤線で書かせていただきますと、地図上では、こんな形で指定されております。すなわち、ほとんどがこの住宅街であって、ほんのちょこっと山にもかかっていると。すなわち立体で見ると、山の斜面でいえば、ほとんどが土砂災害警戒地域に指定されておらず、ほぼここは家でございます。担当課でおっしゃっていただいたほかの法律でというところではございますが、当然、家を建てる時、こっちに建てますので、建築関係でいえば、当然山ではなくて、こっちの家のほうを規制すると。一方で、今回我々が規制しようとしているのが、太陽光、メガソーラーでございますので、当然、山のほうを主眼に置かなければいけないというところで、ぜひ先ほどおっしゃっていただいた建築法にかかわらず、この太陽光というものを実態に即してご検討いただければと思っております。いかがでしょうか。

○環境整備課長

ただいまいただきましたご意見、検討させていただきます。

○藤間委員

こちら最後の質問でございます。実は今回、飯塚市の条例をほかの自治体の条例と比べますと、計画段階における市長の権限が少し少ないのかなと思っております。すなわち、よく引き合いに出されます神戸の条例等を見ますと、例えば、市長は災害の発生の防止、または良好な自然環境もしくは生活環境の保全のため、事業者に対して、必要な措置を命じることができる。今回の条例で言いますと、出来上がった後に様々な勧告を市長ができるという構成になっておりますが、計画段階においては、特定の地域に該当した際に、事業区域の縮小を求めることができるか、このエリアを含めないことを求めることができるという形で、面積に対する権限しかございませんので、これは計画段階においても措置について言えるような権限があるほうが自然かなと思っております。ご質問としては、1点、まず私の認識、これは計画段階における市長の権限のところ、認識のそごがないかという点と、2つ目として、計画段階で一定の勧告というか、変更命令みたいなものを入れてはいかがかというところに対する認識について、2つお伺いしてもよろしいでしょうか。

○環境整備課長

現在、私どもが案として考えております条例の中では、計画段階で市長がその計画を変更させるというような権限を持たせるというようなことは、規定するようには考えておりません。私どものほうでもそこで口を出すといいますか、するとすれば、禁止区域なり抑制区域、そういうものを設定しまして、そういうところに違反をするといいますか、該当するような区域であるとか、もしくは、ほかの必要な関係法令の許認可、そういう状況を見まして、意見を言うという場合はあるかとは想定しております。

○藤間委員

当然、考えていらっしやらないというのは当然理解しております。考えていらっしやらないのでこういった条例になっているというところだと思うんですけども、ただ、太陽光を造るときに、ここは土砂が崩れやすいので排水口を造っていただければ、住民にとっても後の災害リスクも低いんじゃないかというときに、建設の条件として、これを造っていただければ安全にできるのでいいんですよというふうに言うケースがあってもおかしくないような気がいたしますし、ほかの自治体としてもそういったケースがございます中で、検討しておりませんという回答ではございましたが、言えるようにしておいたほうがいいと思います。ほかのところもしていerraっしやるので、ここはもう一度ちょっとご検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○環境整備課長

先ほど言われたような防災対策等につきましては、基本的には他法令でしっかりとした技術基準があるものだと思っておりますが、規模によってはない場合もありますので、そういうときはもちろん市としまして、災害対策の観点からご意見は言うことができるというふうに考えております。

○藤間委員

当然、意見を言うことはできると思います。私が申し上げているのは、ほかの自治体等でそういった規定も入れてますし、飯塚市がもっとこうしたら安全になるんじゃないかというふうにお願ひして、住民の安全が守れるのであれば、かたくなにこの場に入れませんとおっしゃるには、論理的な根拠とほかの条例の勉強・理解が足りないんじゃないかなと思うので、そこは持ち帰っていただければいいんじゃないかなと思います。

○環境整備課長

失礼しました、私の表現が悪くて。今、そういうふうな形で考えておりますが、もちろん今おっしゃっていただいたことは検討させていただきます。

○藤間委員

現在、飯塚市にある自然環境条例における届出ベースでのメガソーラーの太陽光発電所は、何か所ございますでしょうか。

○環境整備課長

本市の自然環境保全条例の届出の中で、メガソーラー出ておりますのは、2014年、平成26年度以降、13件となっております。

○藤間委員

資料要求のほうをお願いさせていただければと思いますが、その13か所がどういった名前か、どういった住所にあるのか、こちらについては公開されている情報で結構ですし、何かこう加工しますと、表とかではなくて、我々が勉強のために、ここにこういうのがあるのかと理解できればいい程度でございますので、そのリストについて、ご提出いただくっていうのはご負担あることではございませんでしょうか。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま、藤間委員から要求がっております資料は提出できますか。

○環境整備課長

次回の閉会中の委員会で提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま、藤間委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。資料のほうは次回の委員会で提出されますので、そのようにさせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

○小幡委員

ようやくという表現がいいのかどうかは別にして、メガソーラーに関する特化した条例を制定しようという動きになりましたことには、ありがとうございますというか、敬意を表します。今日の段階で骨子ということですから、たたき台のたたき台という関連で、ちょっと2、3教えてください。条例の概要の中でいけば、6番に事前協議とあります。これは、事業者が事業をやろうというときに本市の担当部局と事前協議をやるということでしょうか、再確認のために、当飯塚市としては、所管の窓口はどこになりますでしょうか。それは事前協議もそうですが、事業計画の届出先の所管するところは、確認のため教えてください。

○環境整備課長

届出先は環境整備課になります。

○小幡委員

事前協議も基本は環境整備課で、各課にわたるでしょうけどね。了解しました。

事業者が事業計画を持って事前協議に行きます。そこである程度の協議が整って、それから事業の届出、8番という事業計画の変更等の届出に移るに当たって、7番で、事業計画書の届出をします。それはほとんど事前協議で成立した段階において届出します、通常。これから事業開始しようとする60日前に届出しなさいということでしょう。約2か月前には出しますと。それで、出しました。その後、事業届出が出たら、9番で届出が出て、30日間、回覧というか、閲覧できる期間を設けるということです。10番に、届出が出て45日以内に説明会の開催をなさないとあります。これは、先ほど同僚議員のほうから言われてましたけども、当該する地域の方たちを集まっていたいて説明会をするということです。それで、この説明会が終わりましたと、13番に協定の締結とあるじゃないですか。この協定の締結というのは、この説明会が終わった後に地元と協定をするという流れになるんでしょう。その手順でいいですか。

○環境整備課長

タイミングとしては委員が言われるように説明会の後ということだとは思いますが、ケースによっては、この説明会を行う前にも、国関係の説明会が実施されていますので、協定を結ぶ、もしくは準備をするということはあるというふうに考えております。

○小幡委員

この協定のタイミングは非常に難しい。完成した後に協定を結ぼうとすると、なかなか難しい。逆に協定を結ばないと着手できないという、ここに縛りを置くのかという場合は、何が聞きたいかというのは、地元の賛同と協定を得ないと、届出は出したけども、着手できないという縛りというのを、これでキープできるのかと。その考えはどのように市としては考えておられますか。

○環境整備課長

今、委員が言われるように、例えば、着工する前に協定の締結を義務づけるというようなことは、可能性としてありますので、ちょっとその辺を今度の条文で検討してまいりたいというふうに思っております。

○小幡委員

許可制じゃなくて、届出制になっているんで、今言う住民側に立てば正しいものができるか、安全で安心なものができるかということの、この協定いかんによっては、やはり反対も起こります。紛争予防条例というのがあるんだけど、ここはしっかりと飯塚市が担保するというか、そのためのここが要かなと思うんですが、一般に協定を結んでくださいとなるけども、協定の

内容によっては、結びやすい協定と非常に困難な協定があるじゃないですか。ですから今日の段階では、まだはっきりは決まっていないとは分かりますが、協定の条文というか、協定書のたたき台というのは、どこかの事例を持ってきて、本市としては、一応、案としてはあるんでしょうか。それとも今からつくる予定でしょうか。その点、お答えください。

○環境整備課長

現在、本市におきましては協定書のひな形等は持っていません。今後、この条例を含めて、そういうところも検討してまいりたいと思っております。

○小幡委員

それに関しては、また条例案が出てきたときに見せていただきましょう。

ちょっと戻りますが、7番に事業計画の届出があります。これが、事業区域の面積が1千平方メートル以上と、これは敷地だけ絞ってるじゃないですか、1千平米以上。メガソーラー等辺りの何ワット以上とかいうのは、ワット数での縛りは考えていないんでしょうか。

○環境整備課長

もちろん、自治体によりましては、ワット数、そういう発電出力で規定している場合もありますし、私どものように面積で要件にしている自治体もございます。今回、私どもが面積要件にしていることは、この条例制定の目的としまして、災害の発生を防止して、市民の生命及び財産の保護ということにしておりますので、森林等の伐採や切土・盛土などの一定の開発行為、こういうものが災害発生などの主な要因になるということで、面積ということを考えております。また、本市の自然環境保全条例、これまで太陽光発電事業のほうはこの条例でやっておりましたが、こちらにおきましても、1千平方メートルを届出の対象としておりますので、今回、私どもとしては同じ面積規定ということを考えております。

○小幡委員

許認可権持っているのは、特にメガソーラーに関しては、県のほうになります。県は許可権者、本市はあくまでも届出、事業計画を行う対象の届出でしょうが、県と市の関係性を確認したいんですけども、県が許可したというスタイルで本市に後で事業計画が分かったとかいうことで、地元が今まで、もめました。結構、紛争になった事例がありますけども。手順的に事業者が飯塚市の地域にこの事業計画をやろうというときには、事業者としては、県に先に持っていくのか、飯塚市に持っていくのかというのは分からないじゃないですか。そのときに後手に回らないために、県としてはあくまでも飯塚市の届出制度が整備できないと受け付けないよとか、そういった県との打合せ、相互間の話し合いというのは、今どのような関係で、もしくは今後どのようにするか、考えがあったら教えてください。

○環境整備課長

今の届出の順番とか、県と市の関係ということでございますが、おっしゃられるとおり、この太陽光発電事業がされたときになかなか法整備ができていなくて、事業者と住民の方のトラブルが発生したと。そういうことでずっと国のほうも研究をされておまして、今回の再エネ特措法が改正されまして、先ほども別の委員の質問にも答えましたが、認定を受けたりする前に何度も説明会をしないといけないということもつくられておりますし、また国や県のほうに申請が出たときに、必ずその設置する市町村のほうに問合せを事業者がして、我々がいろいろと助言とかそういうことができる、するというのが、今義務づけられておりますので、何も知らない間にいろいろ進むということは、現在、整備されているというふうを考えて、できないようになっていると思っております。

○小幡委員

言い換えれば要望になるんだけど、今何を言いたいかということ、結局、飯塚市で届出制度をつくって、協定まで結んで、ちゃんと県のほうが、要は、飯塚市の条例を重んじてくださいということを、きちんと県のほうとすり合わせをやっておいてくださいという要望です。そうし

ないと、絵に描いた餅になってはいけないので。私のイメージ的には、やはり飯塚市に届出があって、地元説明会が終わって、地元としっかり協定が結べた後に、その次が県だよ。県はあくまでも飯塚市の条例に沿って、届出が出て、今言ったような地元とのトラブルがないというちゃんと締結も結べたところを見て、審査していくというスタイルにならないと条例の意味がないので、そこのところをしっかりと本市の条例の価値というか、重みをつけてほしいというところで質問しました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

今ちょっと小幡委員がおっしゃった飯塚市は届出制というのが、もうすごく大事な観点だと思っています。これは釈迦に説法でございますが、届出制とは、あくまで事業者からの通知でございます。それに対して、行政としては判断を入れることができない、これが行政法でございます。先ほどおっしゃった意見を言えるというのはおっしゃるとおりではございますけれども、例えば、書類が上がってきて、これはめっちゃめっちゃ危ないぞと、こんなふうにしなないとめっちゃめっちゃ危ないですよと言ったとて、それは判断になりますので、これは許可とか認可でなければ、一応原則としてはどんなに危ないものでも形式要件がそろっていれば受理されてしまう。これが届出でございます。ただ一方、立法技術として、届出制なんだけど、実質的には許可に近づけていくというのがございまして、これはほかの自治体でも様々ございます。例えば、届出制であるものの、安全性を考慮した確認書を出さなければいけないというのが書類に含まれていれば、実質的にはこれは、その安全性確認の書類がちゃんとできてませんよねというので、届出制であっても、これは一定、許可とか認可に近いような運用ができるということで、今回、届出制という形でやるという方向性は多分変えるのは難しいかと思うので、この届出制であるというのを強く認識した上で、いかに危険なものを排除するような仕組み、条例を構成していくのかというのを、やはり改めてもう一度検討いただければと思っています。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

これもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。